

財政推計算定根拠

平成22年7月26日

秦野市水道局

1 各科目における共通事項

財政推計の数値は、平成21年度は決算見込額、平成22年度は予算額又は推計額とした。

また、毎年度の純損益及び補てん財源残高を算出するため、収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みで推計するものとした。

2 収益的収支科目の条件設定

(1) 収入

ア 水道料金（給水収益）

水需要予測による有収水量に、供給単価を乗じて得られた額を給水収益として算定した。

有収水量及び供給単価は、用途別に推計及び算定した。

(ア) 家事用有収水量

平成21年度決算見込みにおける1人当たりの日平均使用水量に、新総合計画における人口推計から算出した給水人口に日数を乗じて、年間使用水量を算出した。

(イ) 業務用、農業用及び臨時用有収水量

景気など将来の見通しが不透明であるが、平成22年4月及び5月における業務用使用水量が、前年の同月と比較して、平均3パーセント増加しているため、景気回復の兆しが見えてきたものと判断し、最低値として捉えた平成21年度決算見込みにおける各用途別日平均使用水量の3パーセント増をもって使用水量とした。

また、増加した使用水量は、逡増度の高い供給単価によって算定した。

なお、農業用及び臨時用においても同様とした。

(ウ) 1立方メートル当たりの供給単価

平成21年度決算見込みにおける供給単価と同額とした。

用途別	供給単価 (1 m ³ 当たり平均単価)
家事用	62.39円
業務用	182.81円
農業用	105.11円
臨時用	370.84円
合計	89.63円

イ 他会計補助金（その他収益に計上）

営業収益のうちその他の営業収益（他会計負担金）と営業外収益のうち

ちの補助金（他会計補助金）の合計額を他会計補助金として区分した。

平成22年度以降の他会計補助金は、平成21年度決算見込額における児童手当補助金と消火栓維持管理負担金との合計額と同額とした。

他会計補助金年度別見込額

年度	児童手当補助金	消火栓維持管理負担金	他会計補助金
H22～32	1,176,000円	1,380,000円	2,556,000円

ウ 受託工事収益（その他収益に計上）

平成22年度以降について、平成21年度決算見込額と同額とした。

エ 水道利用加入金

平成22年度は決算見込額、平成23年度以降については、平成21年度決算見込額と同額とした。

オ 地下水利用協力金（その他収益に計上）

景気など将来の見通しが不透明ではあるが、平成22年第1四半期における地下水使用水量が、平成21年との比較で約3パーセント増加しているため、景気回復の兆しが見えてきたものと判断し、料金収益と同様に、平成21年度地下水使用水量の3パーセント増をもって平成23年度以降の地下水使用水量として金額を算定した。

なお、地下水利用協力金のうち、水道局における地下水保全事業にかかる費用（人件費2人分を含む）を除き、水源環境を保全するための負担金（森林づくり事業負担金等）として市へ支出する。

カ その他収益

平成22年度以降について、平成21年度決算見込額と同額とした。

(2) 支出

ア 人件費

給料、手当等、賃金、法定福利費、報酬を人件費として取り扱うものとし、平成21年度決算見込額を水道局職員数で除した額を1人当たりの人件費として算定した。

平成22年度以降の現場作業員（行政職給料表Ⅱの適用を受ける職員）については、退職年度の翌年度から減員とし、退職不補充とした。

また、平成24年度から料金徴収等にかかる包括委託を予定するため、初年度に職員4名の減、次年度以降については、さらに1名の減員を見込

んだ。

なお、公営企業法の改正に伴い義務化される退職引当金については、平成25年度から、毎年1,000万円を計上することとした。

退職年度	退職手当概算額	
平成25年度末1名退職	2,200万円	退職金準備基金対応
平成30年度末1名退職	2,100万円	退職引当金
平成31年度末1名退職	1,700万円	退職引当金
平成32年度末1名退職	2,100万円	退職引当金
平成33年度末1名退職	1,700万円	退職引当金

イ 動力費（その他費用に計上）

給水量1立方メートル当たりの費用（動力費単価）を設定し、水需要予測によって算出した年間給水量に乗じて算出した。

また、平成23年度から、クリプトスポリジウム対策による取水場の休止などによる電気料金の増を考慮した。

なお、動力費単価は、平成21年度決算見込みにおける動力費の額と年間総給水量から算出するものとした。【動力費／年間総給水量】

ウ 薬品費（その他費用に計上）

給水量1立方メートル当たりの費用（薬品費単価）を設定し、動力費と同様に算出した。

なお、薬品費単価は、平成21年度決算見込みにおける薬品費の額と年間総給水量のうち県水受水量を除いた自己水源分の水量から算出するものとした。【薬品費／（年間総給水量－県水受水量）】

エ 受水費

平成22年度以降は、基本料金と従量料金に分けて算出した。

基本料金については、契約水量を1日当たり42,900立方メートルとし、このうち本体事業分については、1日当たり20,500立方メートル（1立方メートル当たりの単価42.5円）、寒川事業分については、1日当たり22,400立方メートル（1立方メートル当たりの単価25円）として、これに事務費を加えて算定した。

平成22年度以降の事務費は、平成21年度決算見込額と同額とした。

従量料金については、県水受水量に契約単価（10.8円）を乗じて算出した。

なお、水質の安全策として、湧水や浅井戸などからの取水を県水に移行

するクリプトスポリジウム対策を行うこととする。

このため、平成22年度以降の県水受水量は、平成21年度の年間総給水量に占める県水受水量の割合から算出したものに、クリプトスポリジウム対策に伴う増加分（1,277,500立方メートル）を加えて算出した。

契約水量	42,900 m ³ /日	本体事業分	20,500 m ³
		寒川事業分	22,400 m ³
契約単価 (円/m ³)	基本料金	本体事業分	42.5 円/m ³
		寒川事業分	25.0 円/m ³
	従量料金	20,500 m ³ /日まで	10.8 円/m ³
		20,500 m ³ /日超過分	17.3 円/m ³

オ 業務委託費（その他費用に計上）

平成22年度以降については、平成21年度決算見込額と同額とした。ただし、平成22年度から、地下水モニタリング事業の所管が環境産業部となったことに伴い、委託費用を減額した。

また、平成24年度以降においては、料金徴収等における包括委託にかかる費用と、管路の長寿命化や更新の平準化を図るため、従来の漏水調査量を増加した費用を見込むとともに、現在の委託業務で廃止する業務にかかる費用を減額した。

【包括委託による効果額】

	平成24年度	平成25年度以降
事業費	△ 41,654 千円	△ 40,797 千円
人件費	34,440 千円	43,050 千円
効果額	△ 7,214 千円	2,253 千円

カ 修繕費（その他費用に計上）

平成22年度以降については、平成21年度決算見込額と同額とした。ただし、平成24年度から、水道施設・設備の長寿命化のための修繕や、量水器の交換の平準化ができるよう、修繕引当金（毎年1,000万円）を計上するとともに、遊休地の活用を進める準備として、休止施設に残された構造物などを撤去する費用を計上する。

また、料金徴収等における包括委託の導入により不要となる費用を減額した。

キ 受託工事費（その他費用に計上）

平成22年度以降については、平成21年度決算見込額と同額とした。

ク 減価償却費

平成22年度以降は、過去分（平成20年度までの資産に対する減価償却費）に新規分を加算して算出した。

過去分は、既にある資産から計算により算出したものとする。

新規分は、減価償却対象額の残存価格を10パーセントとし、定額法により計算した。耐用年数は、地方公営企業法施行規則に基づいて、管路を38年、機械電気設備を16年、土木建築構造物を58年とした。

$(\text{取得原価} - \text{残存価額}) \div \text{耐用年数} = \text{1年分の原価償却費}$

ケ 資産減耗費（減価償却費等に計上）

平成22年度以降については、平成21年度決算見込額と同額とした。

コ 支払利息

過去分は、平成21年度借入分までの「水道事業会計企業債償還計画」に基づくものとした。

新規分については、平成32年度までの新規借入企業債の借入額から仮定した借入条件に基づいて算定する。

今回設定した借入条件は、市債に準じ、年利率2.1パーセント、償還期間30年、半年賦元利均等償還とする。

サ その他費用

収益的支出におけるアからコ以外の費用とし、平成22年度以降の費用は、平成21年度決算見込額と同額とした。ただし、この費用に含む不納欠損については、企業としての努力により可能な限り圧縮する。

3 資本的収支科目の条件設定

(1) 収入

ア 企業債

平成23年度以降については、建設改良費（施設整備）の80パーセントを賄うこととした。

なお、借入条件は、支払利息と同じく、年利率2.1パーセント、30年償還（5年据置）、元利均等払いとして算定した。

イ 工事負担金（その他収入に計上）

平成22年度以降については、平成21年度決算見込額と同額とした。

年度別工事負担金

年度	消火栓設置工事負担金
H22～32	8,502,000円

ウ 国補助金（その他収入に計上）

国庫補助対象は、有収水量1立方メートル当たりの資本費が167円以上で、かつ給水原価が263円以上の事業であるが、平成23年度以降も、本市は、その補助要件を満たすことが見込めないため算定しない。

エ その他収入

平成23年度以降は、その他の収入を見込むことができないことから算定しない。

(2) 支出

ア 建設改良費

平成23年度以降は、年度別施設整備計画に基づいて算定した。

なお、補てん財源における消費税資本的収支調整額を算定するため、人件費及び量水器購入費については別掲とした。

イ 企業債償還金（元金償還金）

過去分は、平成21年度借入分までの「水道事業会計企業債償還計画」に基づくものとした。

新規分については、支払利息と同様とし、5年間の据置期間を見込む。

ウ その他の支出

平成23年度以降については、その他の支出は見込まない。